

# 発注者綱紀保持マニュアル

平成21年10月 1日 学長決裁  
平成30年 2月27日 一部改正  
令和 3年11月15日 一部改正  
令和 7年 4月 1日 一部改正

## I はじめに

この発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、国立大学法人島根大学における公共調達の発注事務に携わる職員が、国立大学法人法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令によるものほか、職員就業規則、職員倫理規程及び会計規則等の学内関係規則に基づき、綱紀保持に関する理解と意識の向上並びに発注事務のより適切な遂行に資することを目的として作成したものです。

## II マニュアルにおける定義

### （1）発注事務

公共調達における資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約の方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査、支払い、契約履行中及び完成・履行時の状況の確認並びに評価等の発注事務全般に係る事務をいい、その対象は、工事、設計・コンサルティング業務、物品及び役務の全ての発注事務が対象となります。

### （2）発注担当職員（以下「担当職員」という。）

発注事務を担当する全ての職員であり、発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者も含まれます。

### （3）管理監督者

担当職員のうち、担当職員を監督する地位にある職員をいいます。

## III 発注担当職員の責務

このマニュアルは、公共調達に係る発注事務の適切な遂行に関する理解を深めるとともに、関係規則等の遵守及び綱紀保持に関する意識の向上を図るために作成したもので  
す。担当職員にあっては内容を十分理解し、その職責を果たしてください。

なお、このマニュアルは、担当職員の綱紀保持のために必要となる事項について示しているのですが、単に規則等を守ることにとどまらず、各職員が国立大学法人島根大学の職員として自覚をもって行動し、国民の疑惑や不信を招いたり、懲戒処分等を受ける事態とならないよう、十分注意してください。

担当職員は、発注事務の実施に当たっては、下記関係法令等を遵守し、透明性の確保に留意するものとし、問い合わせ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければなりません。

### （1）関係法令等の遵守等

本学は、社会的使命と業務の公共性から、職員就業規則において高い倫理観を持つ

て法令等の遵守を徹底するとともに、健全で透明な大学運営を行うことが求められています。

#### 【職員就業規則（平成16年島大規則第7号）（抜粋）】

（遵守遂行）

第5条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、相互協力して、大学の運営と発展に寄与するよう努めなければならない。

（誠実義務）

第39条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

2 職員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

（法令及び上司の命令に従う義務）

第40条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。

（信用失墜行為の禁止）

第41条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は大学職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（職員の倫理）

第46条 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「職員倫理規程」による。

刑法第96条の6においては、「公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為」や、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合すること」を禁止しています。担当職員が事業者に予定価格を漏えいしたり、その他入札談合に関与する行為をした場合、この規定により処罰される場合があります。

#### 【刑法（抜粋）】

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

入札談合等関与行為防止法は、「入札談合等関与行為」と、「入札等の公正を害すべき行為」を規制しています。「入札談合等関与行為」として、後述する4類型（P15 官製談合防止法第2条5参照）を定め、当該行為を排除するための行政上の措置、当該行為を行った職員に対する発注者の賠償請求義務、懲戒事由の調査義務、関係行政機関の協力について規定しています。

また、「入札等の公正を害すべき行為」を行った職員に対する刑事罰について規定しています。

**【入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）（いわゆる官製談合防止法）（抜粋）】**

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するため必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第5条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、業者間の公正かつ自由な競争を促進することで事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、国民経済の発達を促進することを目的とした法律であり、入札談合は「不当な取引制限」として禁止され、違反した事業者には行政処分や刑事罰が科されます。

また、本法の刑事罰規定に基づく事業者の違反行為の共犯として、担当職員に対し刑事罰が科されることもあります。

## 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（抜粋）】

（私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪）

第 89 条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの
- 2 前項の未遂罪は、罰する。

### （2）発注事務の実施に当たって（透明性、公平性、公正性の確保）

担当職員は、特定の業者に対して無理な要求をし、一方的な不利益を与えたり、不当な便宜を図るなど、中立性や公共性を欠くことにつながる行為を行ってはならず、業者と対等な立場で、各々の社会的使命を果たさなければなりません。

## 【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）（抜粋）】

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第 3 条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

### （3）秘密の保持

担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他発注事務に関する秘密を保持しなければならず、当該発注に係る担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）以外の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはなりません。

担当職員に限らず、職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後においても同様に守秘義務があります。

ここで特に留意すべきことは、単に発注に関する情報を担当者以外の者に漏らさないことや、発注事務の目的外に利用しないということにとどまらず、次の点にも注意する必要があります。

- ① 離席する際は、関係書類を放置していないか必ず確認し、パソコンをログオフまたはロックする。

- ② 職場内でも不注意に発注情報を口にしない。(第三者に聞かれる恐れがある。)
- ③ 発注に係るデータ等を学外に持ち出さない。
- ④ 情報の盗用等のリスクを回避するため、データのバックアップは必要以上に行わないなど、データの保管に十分留意する。
- ⑤ 電子入札に係るI Cカード等を放置したり、パスワードをI Cカードに記すなど、不適切な管理をしない。
- ⑥ 予定価格調書は、開札まで鍵のかかるキャビネット等で保管する。



#### 【国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）（抜粋）】

（役員及び職員の秘密保持義務）

第 18 条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第 19 条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 38 条 第 18 条（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 【職員就業規則（平成 16 年島大規則第 7 号）（抜粋）】

（秘密を守る義務）

第 42 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

#### （4）受注関係業者との応接方法

特定の業者との不適切な接触は、情報の漏えいと公正な競争の弊害に繋がる恐れがあるため、担当職員は国民の疑惑を招くことのないよう、業者との接し方には細心の注意を払う必要があります。

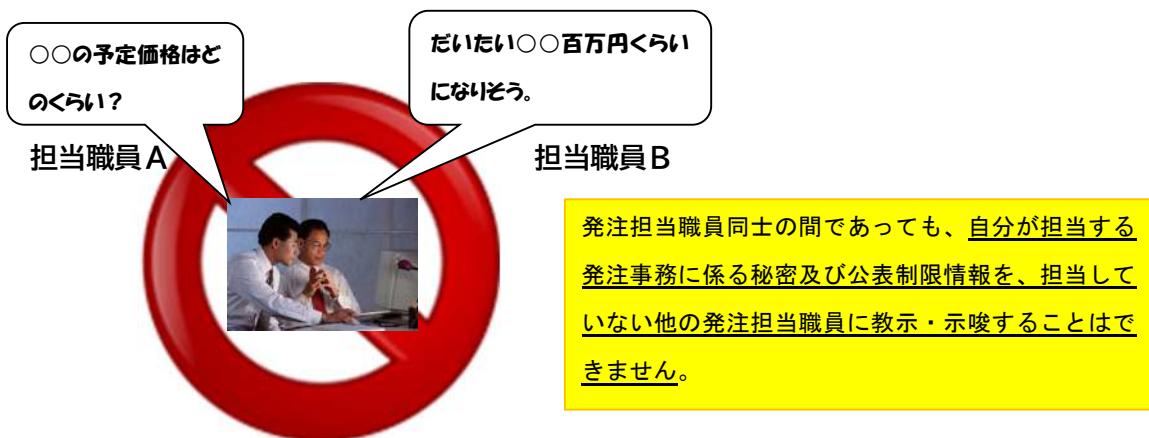
応接にあたっては、例えば受付カウンターやその他適切な対応場所で行うことや、  
単独での応接を避けるなど、公正かつ適正な実施に十分配慮することが必要です。

特に、OBや学校の先輩など旧知の事業者との接し方については、他の事業者と比較して有利に扱わないことはもとより、国民から疑惑を受けることのないよう注意する必要があります。



旧知の事業者との対応には、特に注意を払うことが必要です。

「頑張ってください」は、誤解を招きやすい言葉ですので、使わないよう注意しましょう。



なお、業者との接触については「職員倫理規程」に基づく利害関係者との間における規制の対象となり、金銭、物品等の贈与や酒食等のもてなしを受けることは、懲戒処分の対象となります。

## 禁止行為の具体例（職員倫理規程より）

金銭、物品等の授受や借入れ



供応接待を受ける



利害関係者とのゴルフ



## **【職員倫理規程（平成 16 年島大規則第 13 号）（抜粋）】**

(禁止行為)

第8条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 十 その他前各号に準ずる供応等を受けること。

◆職員倫理規程に抵触するかどうかわからないときは?◆



□□会社の人  
から食事の誘い  
が…

上司に相談

または

倫理監督者に相談

【職員倫理規程（平成16年島大規則第13号）（抜粋）】

（倫理監督者への相談）

第6条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第8条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

**(5) 不正行為を知った時の対応**

万一不正行為を知ったときは、上司または「通報規則」に基づく通報・相談窓口（総務部総務課）へ速やかに相談してください。

通報・相談方法については、本学ホームページ（各種手続き・相談窓口→困った時の相談窓口→内部通報及び学外者からの通報）を参照してください。

◆万一、不正行為を知ったときは?◆



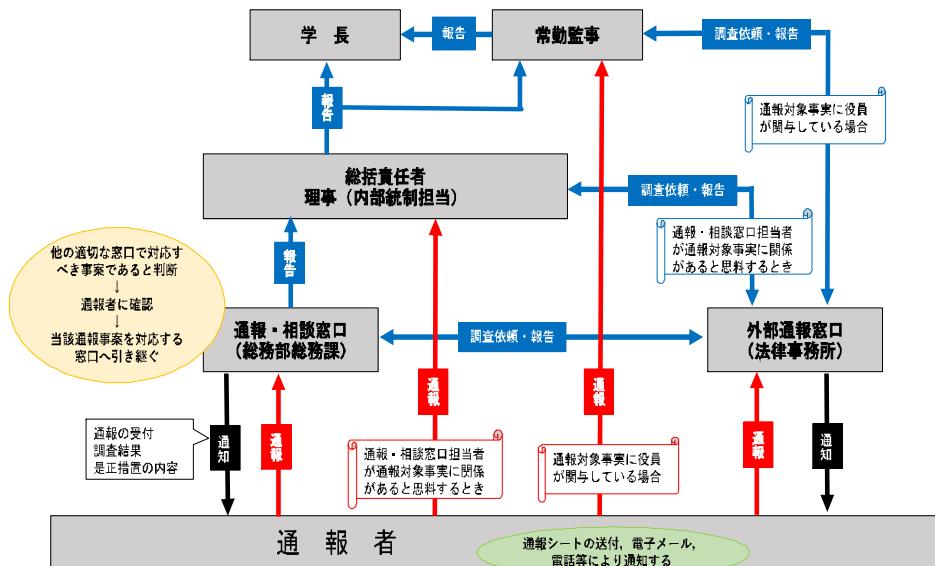
この契約、不正じゃ  
ないかしら？

上司に相談

または

通報・相談窓口（総務課）に相談

## 内部通報・学外者からの通報に関する流れ



### 【通報規則（平成 30 年島大規則第 27 号）（抜粋）】

#### (趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）、公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号）及び国立大学法人島根大学業務方法書第 26 条の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における内部通報及び学外者からの通報の取扱いに関し必要な事項を定める。

#### (通報・相談窓口)

第4条 総務部総務課に、構員及び学外者からの通報を受け付け、通報に関する相談に応じる窓口として、通報・相談窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

#### (略)

4 本学は、第 1 項及び前項に定める通報窓口のほか、外部の機関に通報を受け付ける窓口を設置することができるものとし、外部の機関に設置する通報窓口について必要な事項は別に定める。

#### (通報の手続き)

第9条 通報窓口への通報は、必要事項を記載した通報シート（別紙様式第 1 号。以下同じ。）を封書により送付、又は電子メールを送信、若しくは電話することにより行う。

2 通報者は、第 4 条第 2 項に定める通報担当者が通報対象事実に関係があると想料するときは、通報シートを総括責任者に対し封書により送付して通報する。この場合、総括責任者が指名する職員が通報担当者として当該通報に係る事務を処理する。

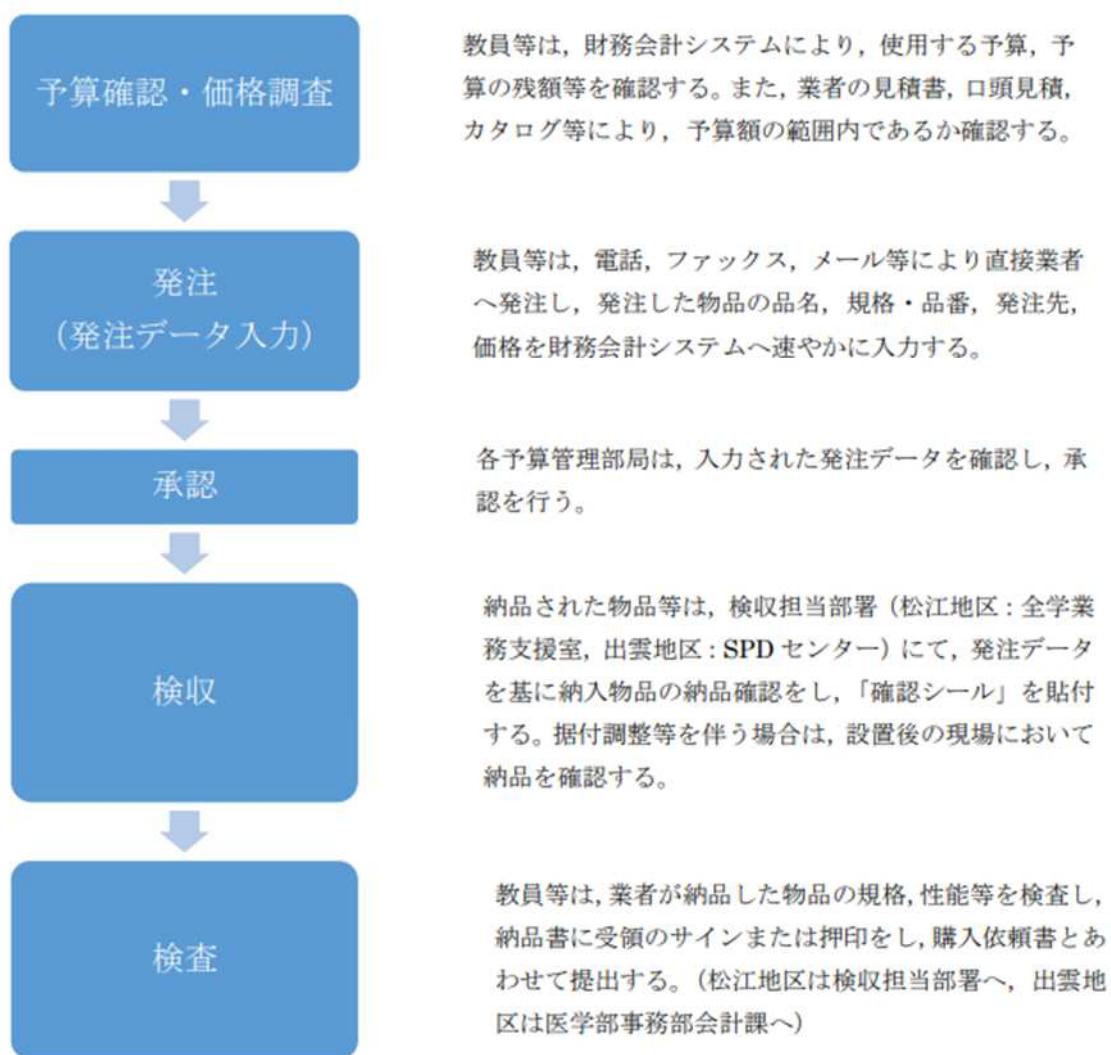
- 3 通報窓口の担当者以外の役職員が通報を受けたときは、速やかに通報内容に該当する窓口に連絡するか、又は当該通報者に対し、通報内容に該当する窓口に通報するよう助言しなければならない。
- 4 通報者は、通報対象事実の通報にあたっては、第4条に定める通報窓口の他に当該事案を対応する適切な窓口がある場合は、原則として当該事案の対応窓口に通報を行う。

## IV 発注事務における公平な手続きの徹底

### 物品購入等

#### (1) 一般的な発注について

本学においては、50万円未満の契約について教員等発注が認められており、教職員は教育・研究等に必要な物品等について発注を行っています。以下に発注の流れと、注意すべき事項について示します。



### ○発注の際の注意事項

#### 「適正な発注」

⇒ 恣意的に細分化して発注しない

教員等発注の限度額は、1契約当たり「50万円未満」となっています。一括発注すべきものを故意に限度額以下に分割して発注することや、一括で発注しておきな

がら、限度額以下で発注したように手続きを行うことは、不適切な発注方法です。  
計画的な予算執行を心掛け、50万円以上の契約となる場合は、契約担当部署へ発注依頼を行ってください。  
また、以下の行為は不正に当たる行為です。

「架空発注」、「預け金」…経費が余ったため、架空の発注を行い、支払われた経費を預け金として業者に管理されること。※1

(※1 他機関での事例)

#### A 大学（架空取引）

既に発注、納品、支払いが完了している契約に対して、再度発注（場合によっては品名を変え）し、二重に代金を支払っていた。

既に支払いが完了した契約における不完全な履行について、本来は瑕疵担保として無償での対応を取引業者に求めるべきところ、追加の作業と偽装して新たな発注を行い、二重に代金を支払っていた。

正式な手続を経ずに教員が発注し納品がなされた物品について、翌年度以降、架空の契約手続を行うことにより当該物品の代金の支払いが行われていた。

#### B 大学（架空取引）

当該助教からの発注依頼をもとに、調達担当課より発注を受けた業者は、平成30年度に大学院生Aに納品した骨形態計測解析に係る標本一式を一旦引き上げ、物品検収センターにて、発注書、納品書及び解析レポートとともに検収を受けた。当該助教は、令和元年度に実施する解析費用であるよう業者に発注し、解析結果を含む成果物の納品を令和元年度内に完了したものとして処理を行わせた。

「品名替え」…取引事実と異なる品名に変えた書類を提出させること。※2

(※2 他機関での事例)

#### C 大学（品名替え）

当該研究室の事務補佐員Aが、当該教授の指示により財源及び品名替えで対応する額を特定したうえ関与業者に連絡していた。関与業者は業務委託費の金額に合致するよう研究用消耗品の納品明細を作成、当該消耗品を事務部門に持参し検収を受けていた。

その後、研究室に運び事務補佐員Aから受領印を受けた後に当該消耗品を持ち帰っていたが、事務部門に当該消耗品にかかる請求をし、不正に支出させていた。

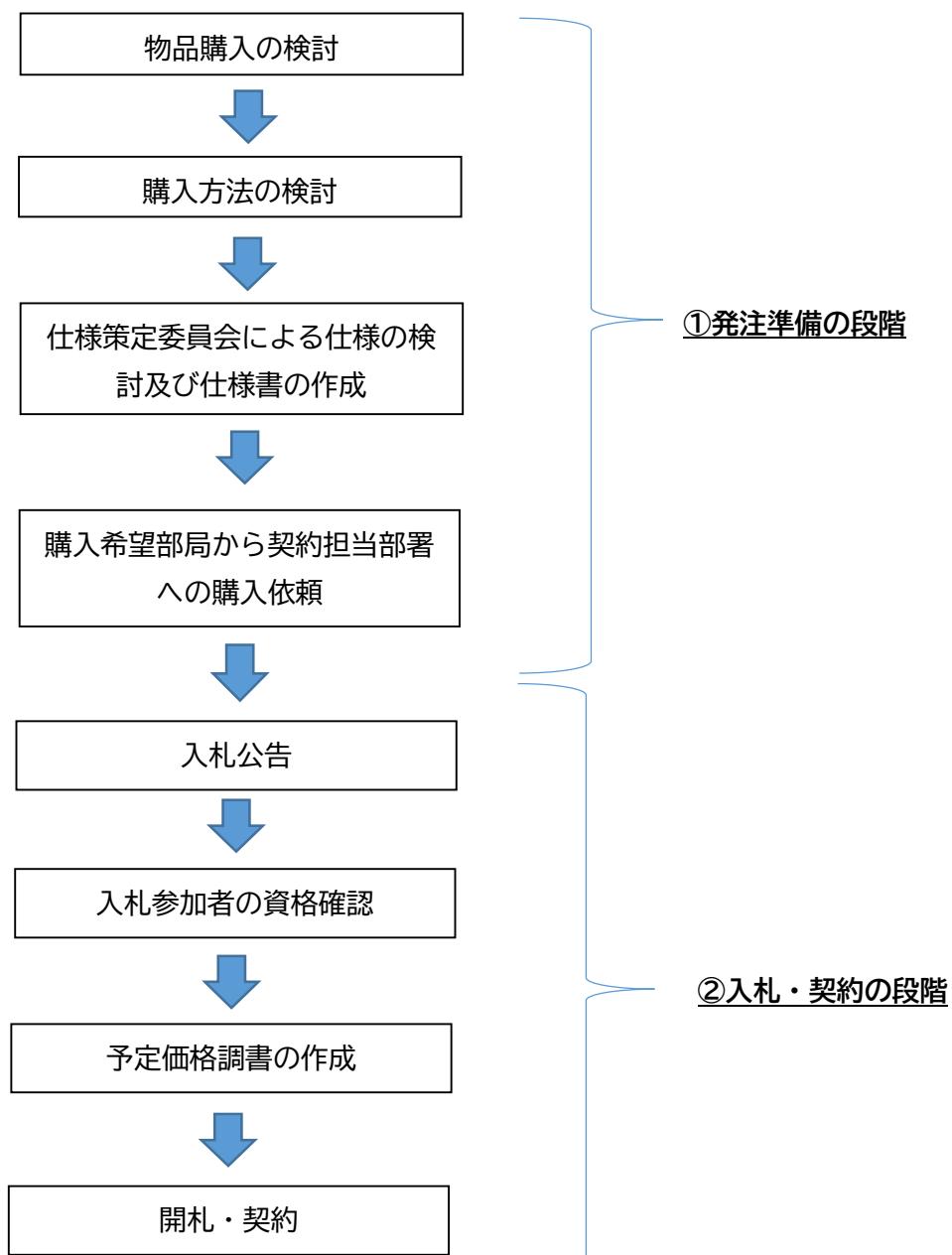
#### D 研究所（品名替え）

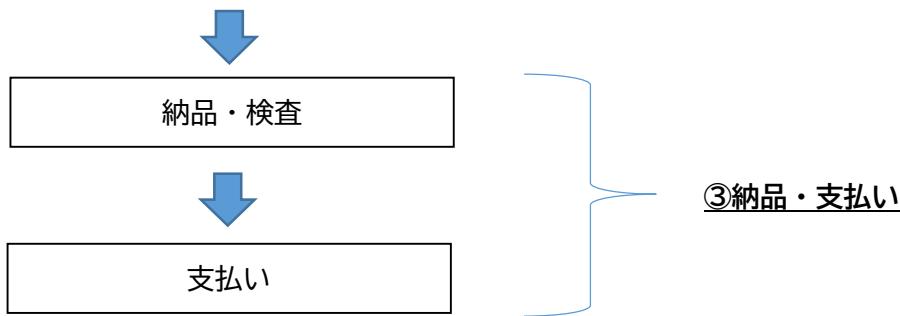
研究者Aは、平成26年度の分担金でプラズマ装置の一部機能を除いた装置（以下「一部装置」という。）を購入し、ついで、平成27年度の予算で一部装置を改造することによって、最終的にプラズマ装置を調達するという2カ年度にわたる調達の方針を納入業

者 B と合意したが、納品期限までに一部装置を納品できないことが判明したことから、納入業者 B に対し、別の装置を納品するよう求める一方、所内の調達手続きとしては、一部装置の購入という名目で申請した。納入業者 B も、実際には発注を受けた一部装置とは別の装置を納品した上で、一部装置の納品の名目で代金の支払いを受けた。

## (2) 入札手続きについて

本学において、50万円以上の契約については、教員等発注は認められておらず、契約担当部署において行われることになります。ここでは、契約担当部署で行う一般的な入札の流れと、注意すべき事項について示します。





### ① 「発注準備の段階」における留意点

入札談合等関与行為防止法で定められている関与行為は、以下の4類型に定義されています。担当職員による関与行為が認められた場合は、公正取引委員会から改善措置要求等が行われ、職員に対する損害賠償請求や懲戒処分が行われることとなります（P4）。

特定の業者が有利になるような項目を設定したりすることは、競争性、公平性を欠くこととなるため、仕様策定に当たっては、可能な限り多数の供給者から、幅広く、かつ公平に関係資料を収集し、必要性に配慮しつつ、可能な限り必要最小限のものとする必要があります。（発注部局）

#### (i) 【談合の明示的な指示】

入札前に落札予定者の割り振りを行ったり、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を教示することにより、入札参加予定者に入札談合を行わせることは禁止されています。（契約担当課）

#### (ii) 【受注に関する意向の表明】

入札前に契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名したり、希望する旨を伝えたりすることは談合行為として禁止されています。（契約担当課）

#### (iii) 【特定の談合の帮助】

指名競争入札において、業者から依頼を受け、特定の業者を入札参加者として指名し入札談合を容易にすることは禁止されています。（契約担当課）

#### (iv) 【発注に係る秘密情報の漏洩】

入札に関する仕様書の内容等、公表されていない情報を絶対に漏らしてはいけません。（発注部局、契約担当課）

## 【入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）（いわゆる官製談合防止法）（抜粋）】

第2条5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。【談合の明示的な指示】
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。【受注に関する意向の表明】
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。【発注に関する秘密情報の漏洩】
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは默示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を帮助すること。【特定の談合の帮助】

## 【物品の調達に関する取扱要領（抜粋）】

### （調査・審議事項）

第6条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し仕様策定を行うものとする。

- 一 物品の使用目的に関すること。
  - 二 物品の機能及び性能等に関すること。
  - 三 関係資料の収集に関すること。
  - 四 その他仕様の策定に関し必要なこと。
- 2 策定委員会は、仕様策定に当たって、可能な限り多数の供給者から、幅広く、かつ公平に関係資料を収集する。
- 3 策定委員会は、教育研究上の必要性に配慮しつつ、可能な限り必要最小限のものとし、競争性を確保した内容とする。
- 4 策定委員会は、ソフトウェアやハードウェアの仕様策定に係る調査において、独自仕様の技術や製品・サービスなどの情報提供を受けた場合、これらに依存した内容となっていないか十分検討する。
- 5 策定委員会は、策定した仕様内容原案について、可能な限り多数の業者等に対して説明会を開くことなどにより公平な説明を行い、業者等からの意見を聴取した上で仕様内容を策定する。

### ② 「入札・契約の段階」における留意点

予定価格の積算金額の漏洩がないよう、細心の注意を払ってください。業者から「〇〇円くらいですか。」と聞かれ、「そこまでの金額ではない。」などと答えることは、予定価格の範囲を示唆したことになります。（契約担当課）

### ③ 「納品・支払いの段階」における留意点

検収は、購入事務担当者以外の者（検収担当部局の職員）が適正かつ確実に実施しなければなりません。（検収担当部局）

また、検査は規定に基づき検査を命ぜられた職員が、納品時に速やかに当該給付の内容について検査を行わなければなりません。（検査職員）

#### **【契約事務取扱規程（平成16年島大規則第39号）（抜粋）】**

（検査職員）

第37条 第35条の規定に基づき検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、相手方から給付を完了した旨の通知を受領後速やかに、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ監督職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

### V 処分について（参考：職員懲戒規程（平成16年島大規則第23号））

規則、法令や職務上の義務に違反し、故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、処分を受けることがあります。

#### **【職員懲戒規程（平成16年島大規則第23号）（抜粋）】**

（懲戒処分の量定）

第4条 懲戒処分の量定の決定に当たっては、別表に掲げる懲戒処分の標準例を参考とし、次に掲げる事項を総合的に判断し決定するものとする。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為の関係
- 四 他の職員及び社会に与える影響
- 五 過去の非違行為の有無
- 六 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

（別表 懲戒処分の標準例（第4条関係））

##### 1 一般服務関係

###### （9）秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。この場合、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、懲戒解雇又は諭旨解雇とする。

###### （16）入札談合等に関する行為

本学が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

## 5 倫理規程違反関係

- (3) 部下の倫理規程違反の疑いのある事実を黙認した職員は、停職又は減給とする。
- (4) 利害関係者から金品の贈与を受けた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (5) 利害関係者から不動産の贈与を受けた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。
- (6) 利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (8) 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けた職員は、停職又は減給とする。
- (9) 利害関係者から無償で役務の提供を受けた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (10) 利害関係者から未公開株式を譲り受けた職員は、停職又は減給とする。
- (11) 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (12) 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (13) 利害関係者から海外旅行の接待を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (14) 利害関係者から国内旅行の接待を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (15) 利害関係者と共に遊技又はゴルフ（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）をした職員は、戒告とする。
- (16) 利害関係者と共に旅行（旅行の接待を受ける場合を除く。）をした職員は、戒告とする。
- (17) 利害関係者をして第三者に対し（4）から（16）までに掲げる行為をさせた職員は、（4）から（16）までの行為に対して定められた懲戒処分の区分に準じて、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (18) 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- (19) 利害関係者につけ回しをした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。
- (20) 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをした職員は、減給又は戒告とする。
- (21) 補助金や大学の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を大学が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (22) 他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受した職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (23) 自己や他の職員が倫理規程又は倫理規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠ぺいした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (24) 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なかった職員は、戒告とする。
- (25) 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、倫理監督者が定める事項について倫理監督者に虚偽の事項を届け出た職員は、減給又は戒告とする。

(26) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした職員は、減給又は戒告とする。

## 6 監督責任関係

### (1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

### (2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

## VI 管理監督者の責務

### (1) 執務環境の向上

管理監督者は、良好な職場環境を確立するため、担当職員との意思疎通を図ることが重要です。担当職員が法令遵守と綱紀保持を円滑かつ確実に執行するため、また、国民から見て発注事務に対する疑惑を招かないよう、担当職員と連携して執務環境(施設・設備、備品等)の整備を図る必要があります。建物の物理的制約から直ちに対応できない場合もあると思われますが、鍵付キャビネットや立看板を用意するなど、可能な限り速やかに整備することが望まれます。

また、ハード面だけではなく、繁忙期におけるフォローや体調管理などについても配慮が必要なことは、言うまでもありません。

立看板掲示例 1



立看板掲示例 2



## (2) 業者に対する綱紀保持のための協力依頼について

公共調達の発注事務に係る綱紀保持には、発注者のみならず、発注者の綱紀保持対策について有資格業者の理解や協力も必要となります。具体的には、綱紀保持に係る協力依頼のポスター等の掲示や、協力要請の依頼文書を作成し配布する等が考えられます。

## (3) 研修・講習について

担当職員が当該職務を的確に行うために、関係法令等の知識を習得させるための研修、講習等に参加させる必要があります。受講歴等を把握し、適宜参加させるよう努めてください。

## 参考【主な関係規程】

- ・ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）
- ・ 刑法
- ・ 職員就業規則（平成 16 年島大規則第 7 号）
- ・ 職員倫理規程（平成 16 年島大規則第 13 号）
- ・ 通報規則（平成 30 年島大規則第 27 号）
- ・ 会計規則（平成 16 年島大規則第 35 号）
- ・ 契約事務取扱規程（平成 16 年島大規則 39 号）
- ・ 職員懲戒規程（平成 16 年島大規則第 23 号）

## 【会計規則（平成 16 年島大規則第 35 号）（抜粋）】

### （入札の原則）

第 16 条 本学業務方法書第 29 条に定める競争は、せり売りに付するときを除き、入札の方法をもって行わなければならない。

### （落札の方式）

第 17 条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支払いの原因となる契約のうち、別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 本学が所有する資産と本学以外の者が所有する資産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができます。

## 【契約事務取扱規程（平成 16 年島大規則 39 号）（抜粋）】

### （一般競争入札の公告）

第 5 条 学長は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日又は入札前までに提出を義務付けられた書類の提出期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を 5 日まで短縮することができる。

(予定価格の作成)

第9条 学長は、競争入札に付そうとする場合は、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

2 前項に規定する予定価格調書は封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第10条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもつてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第13条 学長は、公告又は指名通知（以下「公告等」という。）に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第19条 会計規則第17条第1項ただし書に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が工事請負契約にあっては2,000万円を、製造その他の請負契約にあっては1,000円をそれぞれ超えるものとする。

2 前項に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

(監督職員)

第36条 前条の規定に基づき監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。）は、立会い、工程の管理、材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、必要な指示をするととともに、会計規則第15条に規定する契約事務を委任された者（契約事務の委任に関する規程（平成16年島大規則第42号）に定める契約業務の決裁権限者をいう。以下「契約担当職員」という。）と緊密に連絡するとともに、契約担当職員の要求に基づき又は隨時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員)

第37条 第35条の規定に基づき検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、相手方から給付を完了した旨の通知を受領後速やかに、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ監督職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。